

令和7年第33回

美幌町農業委員会総会議事録

令和7年12月19日 1日間 第全号

美幌町農業委員会

1. 開催日時 令和7年12月19日（金） 午後1時30分から午後1時52分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。（19人）

農地部会長	1番 中川 誓子 君	2番 坂本 和裕 君
	3番 梅津 幸一 君	4番 佃 徹 君
	5番 佐藤 章平 君	7番 中村 寿恵子 君
	8番 鳥井 隆 君	9番 小泉 豊和 君
農地副部会長	10番 武田 透 君	11番 田村 秀司 君
	12番 川原 英和 君	13番 安藤 良司 君
	14番 鎌仲 照幸 君	15番 高崎 利彦 君
振興副部会長	16番 山岸 洋文 君	17番 酒井 祐二 君
振興部会長	18番 小林 寿美 君	職務代理 19番 日並 洋志 君
会長	20番 千葉 正美 君	

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。（4人）

事務局長	佐久間 大樹 君	主査 阿部 凌 君
主事補	石澤 美咲 君	臨時筆生 寺田 裕子 君

## 議 事 日 程

令和7年第33回 美幌町農業委員会総会  
令和7年12月19日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 64 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第 65 号	農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について
日 程 第 7	議案第126号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 8	議案第127号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第128号	現況証明願について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和7年 第33回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号18番 小林委員、同じく議席番号19番 日並委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の阿部主査、石澤主事補を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案3件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号6番 木村委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。  (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第64号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの1法人でございます。  【 議案に基づき説明 】
議 長	ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第64号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。

議長	日程第6、報告第65号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」を議題といたします。
事務局	本件は租税特別措置法第70条の4第1項の規定により農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を税務署に提出する必要があることから調査したもので対象者は議案4ページに記載の3名でございます。確認の結果、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることを報告いたしますとともに本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上でございます。
議長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第65号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」は承認することに決定をいたします。
議長	日程第7、議案第126号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 内容番号232号。
事務局	議案第126号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては賃貸が4件となっております。それでは内容番号232号についてご説明いたします。参考資料は2ページをご覧願います。本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は美禽の〇〇さん、土地の所在地は美禽〇〇番〇、面積は〇〇m <sup>2</sup> 、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年1月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
4番	内容番号232号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は10月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるもので、〇〇さんは家族4人で畑作4品、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
議長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号232号は適當と認めます。 内容番号233号から234号は関連がございますので一括上程いたします。
事務局	内容番号233号から234号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号233号 利用権の設定をする者は美禽の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号234号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は美禽の〇〇さんでございます。内容番号233号及び234号に係る土地の所在地は美禽〇〇番〇他計12筆で土地明細につきましては議案7ページをご覧願います。面積は合計〇〇m <sup>2</sup> 、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年1月10日でございます。以上の計画

の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

4 番 内容番号233号から234号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族2人で畑作4品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号233号から234号は適當と認めます。  
内容番号235号。

事 務 局 内容番号235号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧願います。本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は稻美の○○さん、土地の所在地は都橋○○番○他計3筆、面積は○○m<sup>2</sup>でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年1月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

11 番 内容番号235号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は10月総会において○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが貸付事業で5年間借りるもので、○○さんは家族2人で小麦、甜菜、人参、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号235号は適當と認めます。  
議案第126号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は承認することに決定をいたします。

議 長 日程第8、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。  
内容番号78号。

事 務 局 今回の案件は全8件で内容につきましては贈与が2件、経営継承に伴う使用貸借が5件、賃貸借が1件でございます。それでは内容番号78号についてご説明いたします。参考資料は6ページをご覧願います。本件は贈与案件でございます。譲渡人は栄町の○○さん、譲受人は豊岡の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○、面積は○○m<sup>2</sup>、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料7ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

9 番 内容番号78号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○さんに贈与するものです。○○さんは家族3人で小麦、豆類、馬鈴薯を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第

3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月4日、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号78号は適当と認めます。  
内容番号79号。

事務局 内容番号79号についてご説明いたします。参考資料は8ページをご覧願います。本件も贈与案件でございます。譲渡人は豊岡の○○さん、譲受人は豊岡の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○他計23筆、面積は合計○○m<sup>2</sup>で土地明細につきましては議案11ページをご覧願います。申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料9ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

9番 内容番号79号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○さんに生前贈与するものです。○○さんは家族2人で小麦、豆類を作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月4日、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号79号は適当と認めます。  
内容番号80号から81号は関連がございますので一括上程いたします。

事務局 内容番号80号から81号についてご説明いたします。参考資料は10ページをご覧願います。本件は経営継承に伴う使用貸借案件でございます。借受人は美和の○○さん、申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号80号 貸付人は美和の○○さん、土地の所在地は美和○○番○他計20筆、面積は合計○○m<sup>2</sup>で土地明細につきましては議案11ページをご覧願います。内容番号81号についてご説明いたします。貸付人は美和の○○さん、土地の所在地は美和○○番○他計2筆、面積は合計○○m<sup>2</sup>でございます。参考資料11ページ及び12ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

8番 内容番号80号から81号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんと○○さんがご家族の○○さんに経営移譲するものです。○○さんは家族3人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月2日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号80号から81号は適當と認めます。 内容番号82号から83号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	内容番号82号から83号についてご説明いたします。参考資料は13ページ及び15ページをご覧願います。本件も経営継承に伴う使用貸借案件でございます。借受人は瑞治の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号82号 貸付人は瑞治の〇〇さん、土地の所在地は瑞治〇〇番〇他計24筆、面積は合計〇〇m <sup>2</sup> で、土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。内容番号83号 貸付人は瑞治の〇〇さん、土地の所在地は瑞治〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇m <sup>2</sup> でございます。参考資料14ページ及び16ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいいたします。
16番	内容番号82号から83号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんと〇〇さんがご家族の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月5日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号82号から83号は適當と認めます。 内容番号84号。
事 務 局	内容番号84号についてご説明いたします。参考資料は17ページをご覧願います。本件は経営継承に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は福住の〇〇さん、借受人は福住の〇〇さんでございます。土地の所在地は福住〇〇番〇他計63筆、面積は〇〇m <sup>2</sup> で土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料18ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいいたします。
10番	内容番号84号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんがご家族の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月2日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号84号は適當と認めます。 内容番号85号。
事 務 局	内容番号85号についてご説明いたします。参考資料は19ページと20ページをご覧願います。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は古梅の〇〇さん、借受人は稻美

の〇〇さんでございます。土地の所在地は古梅〇〇番他計23筆、面積は〇〇m<sup>2</sup>で、土地明細につきましては議案13ページと14ページをご覧願います。申請理由は賃貸借、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料21ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

18番

内容番号85号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、肉用牛を肥育されるほか、デントコーンを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月29日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号85号は適当と認めます。  
議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第9、議案第128号「現況証明願について」を議題といたします。  
内容番号37号。

事務局

内容番号37号についてご説明いたします。参考資料は23ページをご覧願います。所有者及び願出人は報徳の〇〇さんでございます。土地の所在地は報徳〇〇番〇、面積は〇〇m<sup>2</sup>、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

15番

内容番号37号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月21日、山岸委員、梅津委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。  
内容番号38号。

事務局

内容番号38号についてご説明いたします。参考資料は24ページをご覧願います。所有者及び願出人は豊富の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊富〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

18番

内容番号38号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月29日、武田委員、田村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号38号は適當と認めます。 議案第128号「現況証明願について」は申請どおり適當と認めるに決定をいたします。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第33回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
議 長	ご苦労様でした。

閉会 午後1時52分

令和7年12月19日開催の第33回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員